

中間検査の対象建築物

ver.190620

特定行政庁：高槻市

1. 対象となる期間

・高槻市	期限なし
(高槻市告示	第434号)

3. 指定特定工程

構造	規模 ¹	特定工程	
		基礎	建方等
木造	階数 3		
	A > 500 ²		
	高さ > 13m 又は軒の高さ > 9m		
	上記以外	×	
上記以外の構造	階数 2		
	A > 200 ²		
	上記以外	×	
型式等 ³	全て	×	

2. 対象となる建築物

用途	構造	規模 ¹
住宅等 ²	全て	A > 50 ²
上記以外	全て	地上階数 ³ または A > 300 ²

4. 特定工程名

部位または構造	特定工程名
基礎	基礎の配筋工事
木造	屋根の小屋組の工事（筋かい、接合金物が目視で確認できる壁下地工事、ただし枠組壁工法による場合については、壁を設置する工事）
R C造	2階の床及びこれを支持するはり（平屋については、屋根床版）の配筋工事（配筋工事を現場で施工しないものについては、2階のはり及び床版の取付け工事）
鉄骨造	2階の床版の取付け工事（平屋については、建て方工事）
S R C造	「R C造」に倣う
その他の構造	屋根の工事
混構造	該当する構造の区分に応じた特定工程のうち、最も早く施工する工事（主要構造部の一部を木造とした場合については、最も遅く施工する工事）
型式等 ³	それぞれの構造に応じた特定工程

5. 注意事項

- 1：確認申請部分の規模（棟別）
- 2：一戸建ての住宅、兼用住宅、長屋又は共同住宅
- 3：建築基準法第68条の11第1項に規定する、「型式部材等の製造者」としての認証を受けたものが製造した建築物
仮設建築物は「中間検査対象外」

「新築または別棟増築」に限り、中間検査の対象

基礎工事に関する特定工程において、一の確認で検査対象となる建築物が2棟以上ある場合はそれぞれの基礎の配筋工事を特定工程とし、2以上の工区に区分して施工する場合は最も早く施工する工区の基礎の配筋工事を特定工程とする。

建て方工事等に関する特定工程において、一の確認で検査対象となる建築物が2棟以上ある場合は、それぞれの構造に応じた工事を特定工程とし、2以上の工区に区分して施工する場合は最も早く施工する工区の工事を特定工程とする。